

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

令和7年度ヒカリ興業奨学基金 奨学生募集要項

項目	内容	備考
1 申請要件	申請する者は次の要件を備えなければならない。 (1) 都内に居住する学資の調達が困難な家庭の子どもであること。(児童養護施設入所中の子どもは除く) (2) 初回給付の年度当初の時点で原則として20歳未満であること。 (3) 高等学校・専修学校高等課程および高等専門学校、大学・短期大学・専修学校専門課程、およびこれらと同等と認められる学校への進学を予定していること。(通信制不可) ※ 生活保護受給世帯は対象外。(ただし、進学後に世帯分離する場合はこれに限らない。) ※ 生活福祉資金の貸付や他の奨学金、助成制度等を利用していても申請できます。ただし、他の奨学金や助成制度等の併用を予定している場合は、本奨学金との併用の可否についてご注意ください。	※(1)「学資の調達が困難な家庭」とは、生活福祉資金・低所得世帯の収入基準を超えない世帯を想定しています。申請にあたっては、区市町村社協において収入および生活状況の確認をお願いします。東京都社会福祉協議会への収入確認書類の提出は不要です。 ※(3)は、申請時点で入試に合格していなくても申請できますが、全てが不合格となり進学しない場合は、給付取消しとなります。 ※進学校所在地は不問ですが、令和8年度からの新入生に限ります。
2 給付金額	(1) 大学生 年間給付額 240,000 円 (2) 高校生 年間給付額 150,000 円 ※ 上記の金額を就学予定の学校の所定就学期間給付する。ただし、上記を基本とするが、(1)には短期大学および専修学校専門課程、(2)には高等専門学校および専修学校高等課程、およびこれらと同等と認められる学校を含むものとする。	令和8年度入学生給付予定人数 (1) 5名程度 (2) 2名程度 ※日本学生支援機構の奨学金、生活福祉資金の教育支援資金を利用していても給付を受けられます。
3 奨学金の 使途	奨学生は、給付を受けた奨学金を、学校の入学金・授業料等の学校納付金およびその他の学業に必要な経費に充てるものとする。	
4 申請方法	申請する者は居住地の区市町村社会福祉協議会を経由して、次の書類を東京都社会福祉協議会に提出すること。 【社協が入力・提出】 ① 申請フォームへの入力 ② 給付申請書送付書(社協が記入)(様式A) 【申請者が区市町村社会福祉協議会経由で提出】 ③ 給付申請書(本人・保護者の署名)(様式B) ④ 給付申請者調査意見書(進学直前の在学学校記入)(様式C) ⑤ 進学予定の学校がわかる書類の写し(合格通知書、学費納入通知書等。*書類に本人の氏名の記載があるものに限ります。)	・高等学校卒業程度認定試験合格者については、自己推薦書によりますので、本会までご連絡願います。 ・⑤は、申請時点において、進学予定校の合格発表が間に合わない場合はその旨を「申請書(様式B)」に記入し、決定次第すみやかに提出してください。

項目	内容	備考
5 締切	令和8年2月6日(金) 10時 必着 区市町村社会福祉協議会を経由して、東京都社会福祉協議会 東京善意銀行・都民企業担当必着	
6 給付方法	申請の結果は、本会より申請者および申請をした社会福祉協議会へ通知する。(3月下旬頃) 学校への入学確認の上、給付を行う。奨学金は、年2回に分けて本会から直接本人口座に振り込むものとする。 奨学生は、年2回、下記項目で定める「状況報告書」を提出するものとし、次項の停止事由に該当しない限りは、奨学金を給付する。	・第1回の給付は4月下旬の予定です。
7 奨学金給付の停止	次のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付は停止または取消しとなる場合がある。(給付期間中にこれらの事項に該当するようになった場合は、その時点以降の給付を中止する。) (1) 傷病などのため、就学の見込みがないとき。 (2) 入学しない、または退学したとき。 (3) 停学その他の処分を受けたとき。 (4) 学業・素行が著しく不良となったとき。 (5) 本会の定める関係書類を提出しないとき。 (6) その他、奨学金を必要としない事由が生じたとき。	
8 奨学生の報告義務	奨学生は、次のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を書面により本会に届け出なければならない。 (1) 学校在籍中に下記の状況が生じた時 退学、転学(転校)、停学、休学、長期の欠席、留学など (2) 本人・保護者の住所、電話番号、奨学金振込口座などの変更 これらの報告が遅延した場合や虚偽の報告が行われた場合は、奨学金の返還を求めることがある。 また、奨学生は給付決定後、手続きのため在学中(奨学金受給中)には年2回の「状況報告書」(学校生活において学業や行事、部活動等を通して、感じたことなどを記載する書類)および「在学証明書」、卒業後の進路決定時には「進路報告書」を東京都社会福祉協議会に提出するものとする。	・報告方法等は、給付決定後に直接本人宛にお知らせします。 ・「状況報告書」および「在学証明書」は年2回提出いただきます。 ・提出書類は本事業の目的以外には使用しません。ただし、基金寄附者に報告する際に使用することがあります。
9 審査基準	申請者の数が、予定人数を上回る場合は、次の各号に該当する者を優先するものとする。 (1) 本人が親から経済的扶助・援助を受けていない (死亡・遺棄・行方不明・養育放棄等) (2) ひとり親家庭 (3) 本人または親が障害者	

申請・問合せ先

東京都社会福祉協議会 福祉振興部 東京善意銀行・都民企業担当(担当:平賀・角田)
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階
E-mail hikari@tcs.w.tvac.or.jp TEL 03-5283-6890 FAX 03-5283-6997